

平成 24 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 26 年 11 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 21 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成24年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係りのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係りがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成25年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は267,009（263,175）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,559（3,685）、合計で270,568（266,860）であり、平成24年3月末時点と比較すると、特定事業場数は約4千件増加しているが、その主な要因は、水質汚濁防止法の改正（平成24年6月施行）に伴い届出対象の範囲が拡大されたことである（括弧内数字は平成24年3月末時点の数値。以下、この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は10（10）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の

特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 33,067 (33,529) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,931 (4,025) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,917 (10,046) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 19,203 (14,071) であり、全体の約 7%であった(増加の主な要因は同上)。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 2,833 であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 600 であった(有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法の改正(平成 24 年 6 月施行)に伴い新たに規制対象に追加されたため、前年の数値はない)。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 25 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,924 (1,762) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 798 (735) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 70 (52)、877 (773) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,871 (2,587) であった。

なお、これら 1,924 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 171、霞ヶ浦 396、印旛沼 172、手賀沼 79、諏訪湖 68、野尻湖 0、琵琶湖 526、中海 118、宍道湖 144、児島湖 243 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 196,907 であり、全特定事業場数の約 73%にあたる。

また、これら 196,907 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の事業場数は 177,048 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,596件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は505件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は529件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,427件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第12条の4、法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができることとされている（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 24 年度における改善命令の件数は 14 件であり、一時停止命令の件数は 1 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、「弁当仕出屋・弁当製造業」、「し尿処理施設」に対して発動されたものがそれぞれ 2 件と最も多かった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,384 件であり、公共用水域関係では 8,082 件、地下水関係では 302 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 42,644 件、夜間立入が 491 件で立入件数は計 43,135 件であった。なお、43,135 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,834 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 24 年度における排水基準違反の件数は 6 件であり、違反摘発の契機について見ると、県警察の調査によるものが 2 件、海上保安庁の調査によるものが 4 件であった。

また、違反業種は、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、不動産賃貸業・管理業がそれぞれ1件であり、違反項目はpHが3件、CODが2件、1,2-ジクロロエタン、BOD、SS、大腸菌群数が各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質、油を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は225件（内訳：公共用水域関係219件、地下水関係6件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は33件（内訳：公共用水域関係31件、地下水関係2件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は282件（内訳：公共用水域関係230件、地下水関係52件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成24年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 24 年度における生活排水対策重点地域の指定は 1 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 25 年 3 月末現在、212 地域（42 都府県 336 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 25 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,918 であり、平成 24 年 3 月末時点（11,079）と比較すると事業場数は減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾

1,654（約 15%）、伊勢湾 3,350（約 31%）、瀬戸内海 5,914（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 397 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 26 件であった。

（２）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当りの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 283 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 455 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、1 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の家浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 24 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 2 件であった。なお、平成 24 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

平成 24 年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、表 15 に示すように 301 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 250 件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第 16 条第 1 項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第 8 条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第 20 条第 2 項）。

平成 24 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 127 件、口頭による指導が 68 件で、

内容は処理施設の改善が 82 件、その他が 123 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導が 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物 質貯蔵指定施 設のみ)	
		①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場			
A 平成 25年 3月 末 現在		270,568 (10)	33,067	3,931 (2)	233,146	10,917 (8)	4,355	2,833 (600)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	267,009 (10)	29,746	3,386 (2)	232,908	10,889 (8)	4,355	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,559	3,321	545	238	28		
B 平成 24年 3月 末 現在		266,860 (10)	33,529	4,025 (2)	233,331	10,046 (8)	—	—
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	263,175 (10)	30,089	3,402 (2)	233,086	10,022 (8)		
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,685	3,440	623	245	24		
対 前 年 比 A ／ B		(101%)	(99%)	(98%)	(100%)	(109%)	—	—
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(101%)	(99%)	(100%)	(100%)	(109%)		
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(97%)	(97%)	(87%)	(97%)	(117%)		

- (注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
 2. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、H24.6. から新たに規制対象に追加。
 3. 有害物質貯蔵指定施設のみ事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			
		総数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物 質貯蔵指定 施設のみ		① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,757	1,252	60	4,426	89	79	68	32					
2	青森県	3,967	353	22	3,612	51(3)	2	9						
3	岩手県	4,814	579	45	4,090	100	145	24						
4	宮城県	4,825	455	28	4,359	75	11	22	3					
5	秋田県	3,373	536	29	2,836	53(1)	1	6						
6	山形県	3,068	462	53	2,602	126	4	31						
7	福島県	5,466	701	163	4,765	236		14						
8	茨城県	8,278	884	106	7,389	180	5	111	25					
9	栃木県	7,313	996	70	6,317	161		47	4					
10	群馬県	3,156	592	48	2,552	95	12	29	2					
11	埼玉県	6,412	658	78	5,743	395	11	86	4					
12	千葉県	7,828	769	93	7,044	185	15	60	14					
13	東京都	2,677	95	11	1,456	295	1,126	154	29					
14	神奈川県	3,310	268	39	3,036	123	6	36	3					
15	新潟県	5,809	676	65	5,133	373		53	3					
16	富山県	2,470	378	88	2,084	96	8	32	4					
17	石川県	3,286	520	51	2,766	130								
18	福井県	2,041	308	42	1,732	71	1	24	4					
19	山梨県	4,595	421	53	4,161	161	13	30	2					
20	長野県	10,668	1,065	89	9,588	285	15	57	14					
21	岐阜県	7,675	932	89	6,743	145		63	17					
22	静岡県	8,065	1,170	143(1)	6,713	139	182	82	9					
23	愛知県	8,673	1,197	250	7,459	373	17	112	13					
24	三重県	7,639	887	61	6,737	120	15	34	1					
25	滋賀県	2,550	461	65	2,069	117	20	67	3					
26	京都府	3,617	249	38	3,367	272	1	39		109	98	20	11	3
27	大阪府	1,826	129	1	1,620	157	77	35	4	170	162	36	8	
28	兵庫県	7,173	557	88	6,614	459	2	59	31	332	308	67	24	6
29	奈良県	2,759	218	8	2,535	124	6	21	9	232	224	19	8	2
30	和歌山県	2,934	340	11	2,594	92		9	5	90	87	3	3	
31	鳥取県	1,784	269	14	1,515	37		7						
32	島根県	2,695	337	35	2,332	45	26	8	4					
33	岡山県	3,167	179	1	2,976	82	12	18	6	226	211	27	15	1
34	広島県	3,692	313	4	3,373	82	6	43	4	268	242	16	26	1
35	山口県	3,338	222		3,081	33	35	61	55	257	247	40	10	
36	徳島県	3,448	104	1	3,341	38	3	5		171	159	23	12	
37	香川県	3,224	117	1	3,107	54		8	2	208	186	17	22	2
38	愛媛県	3,523	158		3,350	62	15	22	13	215	203	37	12	
39	高知県	2,298	264	46	2,033	57	1	6	6					
40	福岡県	4,219	629	68	3,579	112	11	26	4	44	40	5	4	
41	佐賀県	2,753	362	32	2,391	89		27	3					
42	長崎県	4,905	299	45	4,605	70	1	12	4					
43	熊本県	2,377	452	33	1,925	65		3	3					
44	大分県	4,198	230	2	3,968	44		16	8	177	174	8	3	
45	宮崎県	3,320	359	11	2,957	27	4	14	1					
46	鹿児島県	4,790	745	71	4,029	253	16	16						
47	沖縄県	1,355	353	23	994	14	8	4	3					
都道府県計		207,110	23,500	2,374(1)	181,698	6,442(4)	1,912	1,710	351	2,499	2,341	318	158	15
政令市計		59,899	6,246	1,012(1)	51,210	4,447(4)	2,443	1,123	249	1,060	980	227	80	13
合計		267,009	29,746	3,386(2)	232,908	10,889(8)	4,355	2,833	600	3,559	3,321	545	238	28

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数							瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場		総数	瀬戸内海法上の特定事業場			
		総数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数		① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	札幌市	194	41	2	41	2	112	8	2				
2	函館市	214	47		154	3	13						
3	旭川市	196	25	2	134	6	37	2					
4	青森市	529	76	4	446	12	7	3					
5	八戸市	360	71	16	280	4	9	5	1				
6	盛岡市	474	32	5	435	38	7	3					
7	仙台市	967	68	8	878	157	21	8	1				
8	秋田市	408	81	21	325	47	2	8	1				
9	山形市	644	79	8	563	42	2	2					
10	福島市	655	113	14	537	19	5	4					
11	郡山市	803	112	25	690	31	1	2	2				
12	いわき市	728	165	38	560	30	3	16	1				
13	水戸市	646	56	4	590	23		3					
14	つくば市	429	20	4	407	106	2	13	1				
15	宇都宮市	938	131	8	789	20	18	13					
16	前橋市	616	111	10	502	27	3	2					
17	高崎市	470	78	17	391	33	1	8	1				
18	伊勢崎市	550	124	33	424	28(1)	2	4					
19	太田市	483	99	18(1)	384	40(2)		6					
20	さいたま市	872	75	10	770	102	27	13	1				
21	川越市	363	39	8	321	77	3	11	3				
22	熊谷市	623	79	8	543	12	1	7					
23	川口市	316	17	1	287	34	12	20	17				
24	所沢市	187	19	4	138	26	30	4	1				
25	春日部市	301	22	2	279	11		2	1				
26	草加市	205	23	9	182	31		4					
27	越谷市	311	25	1	286	22		1					
28	千葉市	502	56	20	444	14	2	4					
29	市川市	339	87	14	251	8	1	13	1				
30	船橋市	550	114	3	430	24	6	5	1				
31	松戸市	333	38	12	294	28	1	7	3				
32	柏市	264	54	5	209	19(1)	1						
33	市原市	462	89	24	369	18	4	25					
34	八王子市	557	27	1	525	85	5	6					
35	町田市	118	17	2	100	35	1						
36	横浜市	1,654	90	37	1,505	283	59	64	11				
37	川崎市	667	64	28	556	74	47	57	6				
38	相模原市	785	36	9	747	109	2	8					
39	横須賀市	103	15	9	82	47	6	9					
40	平塚市	315	14	5	298	82	3	10					
41	藤沢市	218	25	12	180	41	13	8	1				
42	小田原市	311	33	11	273	7	5	5					
43	茅ヶ崎市	96	9	3	87	20		8	1				
44	厚木市	260	10	3	246	50	4	4					
45	大和市	113	9	3	100	30	4	1					
46	新潟市	1,485	150	13	1,328	110	7	15	4				
47	長岡市	699	67	10	632	42		7	4				
48	上越市	924	106	19	815	22	3	16					
49	富山市	951	229	51	717	39	5	23	4				
50	金沢市	549	75	12	474	52		2					
51	福井市	390	107	12	276	22	7	6					
52	甲府市	454	60	20	394	66		3					
53	長野市	1,301	133	40	1,077	120	91	8					
54	松本市	618	50	10	567	40	1	4					
55	岐阜市	863	70	10	790	45	3	9	3				

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場				
	特定事業場							有害物質貯蔵指定事業場			総数	① ② ③ ④			
	総数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物 質貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害 物質使用 特定事業場		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害 物質使用 特定事業場		
56	静岡県	1,270	163	27	1,083	61	24	11	2						
57	浜松市	1,303	148	46	1,114	101	41	11	1						
58	沼津市	966	88	16	878	18		6	1						
59	富士市	686	158	17	527	20	1	10	1						
60	名古屋市	564	76	16	329	60	159	46	11						
61	豊橋市	772	96	21	663	31	13	7	1						
62	岡崎市	419	70	9	346	21	3	4							
63	一宮市	484	73	8	411	39		3							
64	春日井市	533	75	16	457	46	1	15							
65	豊田市	758	121	28	636	33	1	12	1						
66	四日市市	886	107	19	774	16	5	23							
67	大津市	347	40	12	303	28	4	4	1						
68	京都市	962	10	4	830	61	122	18	2	21	18	2	3		
69	大阪市	855	12		62	32	781	80	17	12	12	5			
70	堺市	336	21		290	64	25	33	21	64	63	25	1		
71	岸和田市	196	7		185	39	4	6	2						
72	豊中市	85	2		67	20	16	10	2						
73	吹田市	85	3		55	18	27	7	2	6	5		1		
74	高槻市	157	5	1	142	30	10	2		9	9	1			
75	枚方市	269	40	19	229	37		4	2						
76	茨木市	100	1		88	28	11	3	1						
77	八尾市	334	7		317	65	10	4	3	11	11	2			
78	寝屋川市	139	2		132	28	5	2		1	1				
79	東大阪市	187	9		119	9	59	6	1	6	6	1			
80	神戸市	953	40		893	227	20	37	12	49	47	8	2		
81	姫路市	456	54		390	17	12	17	3	68	62	10	6	1	
82	尼崎市	99	5		54	9	40	29	8	25	19	11	6	5	
83	明石市	92	7		80	6	5	12							
84	西宮市	201	4		197	25	2	2	1	11	10	2	1		
85	加古川市	212	10		200	16	2	10	6	21	20	5	1		
86	宝塚市	97			97	9		2	2	6	6				
87	奈良市	365	20	3	342	23	3	1		25	22	3	3		
88	和歌山市	744	60	5	675	37	9	15	11	81	76	10	5		
89	鳥取市	549	76	5	469	32	4	2							
90	松江市	428	59	3	366	16	3								
91	岡山市	1,020	66		930	49	24	14	11	94	87	15	7	1	
92	倉敷市	833	16		817	33	1	3	1	126	120	34	6	1	
93	広島市	968	39		900	64	29	26	6	39	35	6	4		
94	呉市	601	29		569	41	3	2	2						
95	福山市	538	30		501	23	7	10	6	59	53	8	6		
96	下関市	612	28		576	5	8	1		45	43	13	2		
97	徳島市	727	64		657	15	6	6	5	54	49	9	5	1	
98	高松市	1,056	33		1,018	38	5	3		45	39	6	6	2	
99	松山市	674	33		630	44	11	6	4	68	65	9	3		
100	高知市	653	100	17	553	15		1	1						
101	北九州市	261	8		163	14	90	46	6	56	51	23	5	1	
102	福岡市	381	25	3	248	7	108	19	5						
103	久留米市	339	44	5	294	11		2	1						
104	長崎市	744	46	4	698	21		2	2						
105	佐世保市	516	51	4	465	8		1							
106	熊本市	1,068	91	14	939	28	38								
107	大分市	1,236	54		1,180	90	2	16	10	58	51	19	7	1	
108	宮崎市	731	93	9	623	23	15	8	1						
109	鹿児島市	689	65	3	547	81	77	4	1						
	政令市計	59,899	6,246	1,012 (1)	51,210	4,447 (4)	2,443	1,123	249	1,060	980	227	80	13	

(注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖		農ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			宋道湖		児島湖			総数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥根県	松江市	鳥根県	松江市	岡山県		岡山市	倉敷市
1																											1	
1の2		20						1			1					3	1						1					27
2		6				9	1	6	1			1		1	3						1						29	
3		10				1		2						6	1						10	1		1			32	
4		6				9		1	1						10					2			1				30	
5		12				3		1							2												18	
6																												
7																1											1	
8						1																			1		2	
9												1															1	
10		2				4		2				1			7						1		1				18	
11															1												1	
12						1																					1	
13																												
14																												
15																												
16		3				1			1						4						1						10	
17		1				4									1												6	
18																												
18の2						2		1																			3	
18の3													1			27	1										29	
19																												
20																												
21																												
21の2																												
21の3		3				1														1							5	
21の4																												
22																1											1	
23															2	1					1				1		5	
23の2															3												3	
24																												
25																												
26						1																					1	
27						1																					1	
28																												
29																												
30																												
31																												
32																1											1	
33						1		1							6												8	
34																												
35																												
36																												
37																												
38																												
38の2																												
39																												
40																												
41																												
42																												
43																												
44																												
45																												
46						1									5												6	
47						1		1							6										1		9	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	61,096 (23%)	4,220	56,876
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,504 (11%)	104	30,400
3	畜産農業(1の2)	28,645 (11%)	388	28,257
4	洗濯業(67)	22,310 (8%)	497	21,813
5	豆腐・煮豆製造業(17)	11,885 (4%)	294	11,591
6	し尿処理施設(72)	11,809 (4%)	10,071	1,738
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,108 (4%)	2,185	7,923
8	水産食料品製造業(3)	8,622 (3%)	695	7,927
9	写真現像業(68)	5,969 (2%)	12	5,957
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,959 (2%)	1,393	4,566
総計		196,907 (73%)	19,859	177,048

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉍業・水洗炭業	(水)	141	50	7	91	
		(瀬)	16	11	4	5	1
			157	61	11	96	1
1 の 2	畜産農業	(水)	28,634	377	6	28,257	7
		(瀬)	11	11			
			28,645	388	6	28,257	7
2	畜産食料品製造業	(水)	2,843	564	47	2,279	10
		(瀬)	80	80	4		
			2,923	644	51	2,279	10
3	水産食料品製造業	(水)	8,557	632		7,925	
		(瀬)	65	63	2	2	
			8,622	695	2	7,927	
4	保存食料品製造業	(水)	4,791	504	2	4,287	1
		(瀬)	57	55	1	2	
			4,848	559	3	4,289	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,392	151	5	3,241	1
		(瀬)	25	24	1	1	
			3,417	175	6	3,242	1
6	小麦粉製造業	(水)	12			12	
		(瀬)					
			12			12	
7	砂糖製造業	(水)	63	36		27	2
		(瀬)	5	5			
			68	41		27	2
8	パン・菓子製造業	(水)	1,116	43		1,073	
		(瀬)	22	22	1		
			1,138	65	1	1,073	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	596	54		542	1
		(瀬)	1	1			
			597	55		542	1
10	飲料製造業	(水)	3,942	464	31	3,478	16
		(瀬)	62	60		2	
			4,004	524	31	3,480	16
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	541	88	3	453	10
		(瀬)	5	5			
			546	93	3	453	10
12	動植物油脂製造業	(水)	261	44	1	217	3
		(瀬)	16	16			
			277	60	1	217	3
13	イースト製造業	(水)	3	2		1	
		(瀬)	1	1			
			4	3		1	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	98	67	1	31	
		(瀬)	4	4			
			102	71	1	31	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	32	12	2	20
		(瀬)	1	1		
			33	13	2	20
16	麵 類 製 造 業	(水)	3,037	111		2,926
		(瀬)	26	25		1
			3,063	136		2,927
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	11,846	256	1	11,590
		(瀬)	39	38		1
			11,885	294	1	11,591
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	51	4		47
		(瀬)	1	1		
			52	5		47
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	512	119	1	393
		(瀬)	34	34		
			546	153	1	393
18 の 3	たばこ製造業	(水)	9	3		6
		(瀬)				
			9	3		6
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	2,083	325	63	1,758
		(瀬)	166	165	13	1
			2,249	490	76	1,759
20	洗 毛 業	(水)	20	2	1	18
		(瀬)				
			20	2	1	18
21	化学繊維製造業	(水)	28	23	9	5
		(瀬)	18	18	9	
			46	41	18	5
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	140	7	1	133
		(瀬)				
			140	7	1	133
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	281	15		266
		(瀬)	1	1		
			282	16		266
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	18	2	1	16
		(瀬)	1	1		
			19	3	1	16
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	349	8	6	341
		(瀬)				
			349	8	6	341
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	651	321	27	330
		(瀬)	92	92	11	
			743	413	38	330
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,649	29	8	1,620
		(瀬)	5	5	2	
			1,654	34	10	1,620

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	64	16	11	48	6
		(瀬)	10	10	6		
			74	26	17	48	6
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	2	2	2		
		(瀬)	1	1	1		
			3	3	3		
26	無機顔料製造業	(水)	33	16	7	17	3
		(瀬)	18	18	11		
			51	34	18	17	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	411	146	76	265	87
		(瀬)	76	76	45		
			487	222	121	265	87
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	38	11	1	27	4
		(瀬)	3	3			
			41	14	1	27	4
29	コーラタール製品製造業	(水)	2			2	
		(瀬)	4	4	3		
			6	4	3	2	
30	発 酵 工 業	(水)	38	8	2	30	1
		(瀬)	2	2	1		
			40	10	3	30	1
31	メタン誘導品製造業	(水)	9	4	1	5	2
		(瀬)	1	1	1		
			10	5	2	5	2
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	40	15	10	25	4
		(瀬)	7	7	4		
			47	22	14	25	4
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	261	115	45	146	20
		(瀬)	39	39	14		
			300	154	59	146	20
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	13	7	6	6	1
		(瀬)	2	2	1		
			15	9	7	6	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	3	2	7	3
		(瀬)	4	4	1		
			14	7	3	7	3
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	15	4	1	11	3
		(瀬)	2	2	1		
			17	6	2	11	3
37	その他石油化学工業	(水)	61	28	16	33	7
		(瀬)	31	31	18		
			92	59	34	33	7
38	石 け ん 製 造 業	(水)	30			30	
		(瀬)	3	3	1		
			33	3	1	30	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	1	1			
		(瀬)	1	1			
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	5	1		4	
		(瀬)	5	1		4	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	8	1		7	
		(瀬)	1	1			
			9	2		7	
41	香 料 製 造 業	(水)	49	13	3	36	7
		(瀬)	2	2			
			51	15	3	36	7
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	5			5	
		(瀬)	1	1			
			6	1		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	4	5	1
		(瀬)	1	1	1		
			13	8	5	5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)					
			6	1		5	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1			1	
		(瀬)					
			1			1	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	415	167	86	248	58
		(瀬)	50	48	17	2	1
			465	215	103	250	59
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	317	149	67	168	55
		(瀬)	28	28	12		
			345	177	79	168	55
48	火 薬 製 造 業	(水)	6	3	3	3	3
		(瀬)	4	4	1		
			10	7	4	3	3
49	農 薬 製 造 業	(水)	29	6	5	23	11
		(瀬)	3	3	3		
			32	9	8	23	11
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	7	1	1	6	6
		(瀬)					
			7	1	1	6	6
51	石 油 精 製 業	(水)	26	16	7	10	1
		(瀬)	16	16	6		
			42	32	13	10	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	131	46	22	85	15
		(瀬)	17	17	9		
			148	63	31	85	15

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	15	5	1	10	
		(瀬)	1	1			
			16	6	1	10	
52	皮 革 製 造 業	(水)	122	10	4	112	4
		(瀬)	1	1			
			123	11	4	112	4
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	732	122	82 (1)	610	272
		(瀬)	7	7	6		
			739	129	88 (1)	610	272
54	セメント製品製造業	(水)	2,542	58	12	2,484	117
		(瀬)	13	10	3	3	2
			2,555	68	15	2,487	119
55	生コンクリート製造業	(水)	5,033	350	16	4,683	204
		(瀬)	21	19	1	2	
			5,054	369	17	4,685	204
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	21			21	6
		(瀬)					
			21			21	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	8	7	1	1	
		(瀬)	1	1			
			9	8	1	1	
58	窯業原料精製業	(水)	756	63	19	693	49
		(瀬)	5	5	2		
			761	68	21	693	49
59	砕 石 業	(水)	810	76	1	734	3
		(瀬)	12	10		2	
			822	86	1	736	3
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,789	172		1,617	2
		(瀬)	10	8		2	
			1,799	180		1,619	2
61	鉄 鋼 業	(水)	241	90	36	151	10
		(瀬)	45	45	24		
			286	135	60	151	10
62	非鉄金属製造業	(水)	245	75	55	170	61
		(瀬)	19	18	14	1	
			264	93	69	171	61
63 の 2	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,358	463	286 (1)	1,895	481
		(瀬)	67	61	31	6	1
			2,425	524	317 (1)	1,901	482
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	45	8		37	
		(瀬)	1	1			
			46	9		37	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	28	26	11	2	
		(瀬)	16	15	8	1	
			44	41	19	3	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	20	5	1	15
		(瀬)	6	4	3	2
			26	9	4	17
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	692	255	21	437
		(瀬)	56	44	6	12
			748	299	27	449
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,774	1,215	728	4,559
		(瀬)	185	178	104	7
			5,959	1,393	832	4,566
66	電気めっき施設	(水)	1,802	495	440	1,307
		(瀬)	32	30	26	2
			1,834	525	466	1,309
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	4,252	272	11	3,980
		(瀬)	73	63		10
			4,325	335	11	3,990
66 の 3	旅 館 業	(水)	60,701	3,890	37	56,811
		(瀬)	395	330	2	65
			61,096	4,220	39	56,876
66 の 4	共 同 調 理 場	(水)	1,144	246		898
		(瀬)	39	38		1
			1,183	284		899
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,169	322	3	847
		(瀬)	91	89		2
			1,260	411	3	849
66 の 6	飲 食 店	(水)	2,526	728	4	1,798
		(瀬)	231	187	1	44
			2,757	915	5	1,842
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	102	19		83
		(瀬)				
			102	19		83
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	45	2		43
		(瀬)				
			45	2		43
67	洗 濯 業	(水)	22,258	447	66	21,811
		(瀬)	52	50	4	2
			22,310	497	70	21,813
68	写 真 現 像 業	(水)	5,962	8	3	5,954
		(瀬)	7	4	2	3
			5,969	12	5	5,957
68 の 2	病 院	(水)	816	358	88	458
		(瀬)	102	102	15	
			918	460	103	458
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	204	118	2	86
		(瀬)	10	10		
			214	128	2	86

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	35	11	1	24
		(瀬)	3	3		
			38	14	1	24
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	86	42		44
		(瀬)	3	3		
			89	45		44
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	18	4		14
		(瀬)	3	3		
			21	7		14
70 の 2	自 動 車 分 解 整 備 事 業 の 洗 車 施 設	(水)	760	5		755
		(瀬)	1	1		
			761	6		755
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	30,490	93	1	30,397
		(瀬)	14	11		3
			30,504	104	1	30,400
71 の 2	科 学 技 術 に 関 す る 研 究 ・ 試 験 ・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	4,677	440	272	4,237
		(瀬)	86	69	39	17
			4,763	509	311	4,254
71 の 3	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 で あ る 焼 却 施 設	(水)	1,032	59	17	973
		(瀬)	12	10	4	2
			1,044	69	21	975
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	496	87	29	409
		(瀬)	11	10	4	1
			507	97	33	410
71 の 5	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 に よ る 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	1,114	54	54	1,060
		(瀬)	7	6	5	1
			1,121	60	59	1,061
71 の 6	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	47	6	6	41
		(瀬)	1	1	1	
			48	7	7	41
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	11,014	9,305	172	1,709
		(瀬)	795	766	17	29
			11,809	10,071	189	1,738
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,163	2,143	232	20
		(瀬)				
			2,163	2,143	232	20
74	特 定 事 業 場 か ら の 排 水 処 理 施 設	(水)	661	307	71	354
		(瀬)	45	44	18	1
			706	351	89	355
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	(水)	10,108	2,185	2	7,923
		(瀬)				
			10,108	2,185	2	7,923
合 計		(水)	262,654	29,746	3,386 (2)	232,908
		(瀬)	3,559	3,321	545	238
			266,213	33,067	3,931 (2)	233,146

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出		第5条の届出				第7条届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項届出	第10条 届出			第11条 届出	
			第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
					有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	92		18	14	124	108				92	147	110	257	30	
2	青森県	41	1		6	48	33				5	48	56	104	29	
3	岩手県	112		9		121	44				35	96	98	194	25	
4	宮城県	160			8	168	109				17	162	154	316	57	
5	秋田県	70			1	71	43				5	55	109	164	15	
6	山形県	105			6	111	86				34	100	97	197	22	
7	福島県	60		15	9	84	44				37	85	63	148	22	
8	茨城県	276			31	307	127				136	242	284	526	44	
9	栃木県	134				134	86				52	147	88	235	31	
10	群馬県	82		5	3	90	40				53	61	83	144	10	
11	埼玉県	188		1	11	200	79				116	208	202	410	41	
12	千葉県	81		7	3	91	70				52	284	127	411	40	
13	東京都	100		4	11	115	66				1,218	110	103	213	13	
14	神奈川県	75		3	4	82	57				38	95	79	174	15	
15	新潟県	183			3	186	153				77	309	637	946	168	
16	富山県	75			2	77	41				36	48	52	100	17	
17	石川県	28		6	1	35	54				28	78	28	106	18	
18	福井県	58			1	59	41				28	46	67	113	12	
19	山梨県	72		4	2	78	76				35	71	69	140	21	
20	長野県	107		15	57	179	145				30	206	116	322	48	
21	岐阜県	125		40	22	187	97				30	167	97	264	29	
22	静岡県	118		5	7	130	93				59	152	83	235	28	
23	愛知県	359			13	372	297				167	387	401	788	69	
24	三重県	109		6	3	118	124				69	164	128	292	48	
25	滋賀県	142		2	6	150	152				72	140	132	272	17	
26	京都府	105			2	107	33				43	116	90	206	38	
27	大阪府	81		8	5	94	78				95	112	102	214	28	
28	兵庫県	65		1	3	69	44				64	84	68	152	14	
29	奈良県	9		6		15	1				9	9	14	23	1	
30	和歌山県	71			1	72	17				10	52	27	79	18	
31	鳥取県	36		2		38	18				10	36	25	61	15	
32	島根県	49		1	1	51	24				6	39	55	94	16	
33	岡山県	66				66	29				48	72	69	141	4	
34	広島県	81		6	45	132	30					78	88	166	20	
35	山口県	33		6	7	46	15				110	41	42	83	11	
36	徳島県	35			2	37	13				20	30	26	56	12	
37	香川県	46				46	29				17	67	45	112	10	
38	愛媛県	54		8	2	64	29				4	46	49	95	15	
39	高知県	30				30	12				7	41	98	139	15	
40	福岡県	86		5	7	98	69					121	77	198	26	
41	佐賀県	89			4	93	33				22	70	58	128	16	
42	長崎県	140		1	12	153	61				1	79	61	140	57	
43	熊本県	118	1	3	8	130	44				1	86	13	99	27	
44	大分県	92		1	11	104	25				5	49	41	90	20	
45	宮崎県	92		4	17	113	66					85	125	210	50	
46	鹿児島県	104		7	9	120	38					68	44	112	21	
47	沖縄県	40		6	3	49	11				2	30	8	38	14	
都道府県計		4,474	2	205	363	5,044	2,984				2,995	5,019	4,688	9,707	1,317	
政令市計		2,122		300	166	2,588	1,443				2,610	2,414	1,949	4,363	425	
合計		6,596	2	505	529	7,632	4,427				5,605	7,433	6,637	14,070	1,742	

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届
		第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	札幌市	2		112	7	121	5					8	3	11	3
2	函館市			1		1	1					5	1	6	
3	旭川市	15				15	12				33	13	11	24	1
4	青森市	14				14	5				11	21	13	34	11
5	八戸市	8		4	5	17	18					17	4	21	2
6	盛岡市	15		7		22	5				10	7	8	15	
7	仙台市	52				52	59					26	40	66	5
8	秋田市	18		2	1	21	13				25	25	7	32	4
9	山形市	19				19	2				4	12	8	20	
10	福島市	13				13	7				9	21	9	30	10
11	郡山市	33		1	2	36	18				1	32	24	56	7
12	いわき市	19		5		24	15				21	40	28	68	5
13	水戸市	13			1	14	2				2	12	5	17	1
14	つくば市	70			2	72	30				15	23	58	81	8
15	宇都宮市	11			2	13	7				32	18	22	40	
16	前橋市	27		3	2	32	2					49	28	77	10
17	高崎市	27		1	1	29	6				6	58	36	94	21
18	伊勢崎市	19				19	9					25	17	42	2
19	太田市	17				17	14					14	17	31	1
20	さいたま市	32				32	8				38	28	30	58	2
21	川越市	6				6	29					37	3	40	4
22	熊谷市	11				11	7				12	16	9	25	3
23	川口市	22			1	23	1				21	13	8	21	4
24	所沢市	12			1	13	9				7	25	15	40	3
25	春日部市	2				2					2	3	1	4	
26	草加市	8			4	12	1					2	4	6	6
27	越谷市	13			1	14	2					5	4	9	1
28	千葉市	25		1		26	16				12	28	19	47	7
29	市川市	9				9	13				13	37	4	41	2
30	船橋市	12				12	8				12	74	32	106	4
31	松戸市	13				13	7				7	22	7	29	4
32	柏市	11		1		12	7					16	9	25	
33	市原市	16		1	1	18	14				34	46	21	67	7
34	八王子市	20			1	21	12				9	21	24	45	1
35	町田市	7		1		8	2					5	4	9	
36	横浜市	95		10	3	108	106				1	100	87	187	26
37	川崎市	52		13	4	69	47				114	59	58	117	10
38	相模原市	35				35	22				10	47	54	101	9
39	横須賀市	8			1	9	1				15	29	9	38	1
40	平塚市	24			2	26	15				12	33	30	63	6
41	藤沢市	25			1	26	5				23	19	11	30	3
42	小田原市	11		2	1	14	5				10	2	7	9	
43	茅ヶ崎市	7				7	3				13	8	6	14	3
44	厚木市	19				19	10				8	16	31	47	7
45	和木市	7				7	6				5	6	6	12	
46	新潟市	45			1	46	22				26	34	34	68	7
47	長岡市	16				16	9				12	18	12	30	3
48	上越市	18		1	2	21	11				22	13	12	25	5
49	富山県	39		6	5	50	24				6	32	25	57	8
50	金沢市	21			2	23	11					17	18	35	1
51	福井市	23		7	6	36	6					30	15	45	3
52	甲府市	6			1	7	5				3	4	4	8	1
53	長野市	27		7	8	42	11					16	30	46	2
54	松本市	15				15	20				5	41	20	61	13
55	岐阜市	12				12	11				9	21	24	45	2

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	18		1		19	12			33	22	12	34	2	
57	浜松市	17		2		19	22			49	44	26	70	10	
58	沼津市	6				6	15			12	13	6	19		
59	富士市	19		1	1	21	31				35	10	45	5	
60	名古屋	38		8	3	49	61			212	27	22	49	8	
61	豊橋市	27			2	29	21			19	37	20	57	7	
62	岡崎市	22				22	14			7	19	35	54	1	
63	一宮市	18				18	6			7	22	23	45	8	
64	春日井市	22				22	33			17	35	24	59	5	
65	豊田市	67			1	68	61			22	38	71	109	1	
66	四日市市	45		5	2	52	60			117	34	37	71	3	
67	大津市	33		4	6	43	10			1	22	40	62	2	
68	京都市	50		3	1	54	6			127	31	29	60	2	
69	大阪市	5		22	5	32	16			431	8	13	21	3	
70	大塚	18		2		20	18			58	20	23	43	10	
71	岸和田市	23		1	1	25	14			1	26	28	54	8	
72	豊中市	7		1	2	10	2			32	9	4	13	1	
73	吹田市	13		3		16	19			33	8	4	12	2	
74	高槻市	4				4	8			13	12	6	18	2	
75	枚方市	8				8	8			4	14	19	33	1	
76	茨木市	12				12	2			14	2	7	9	1	
77	八尾市	1				1	7			18	20	13	33	1	
78	寝屋川市	7				7	6			6	12	7	19	3	
79	東大阪市	1		1	1	3	2			59	1	3	4		
80	神戸市	160		1		161	29			49	64	58	122	9	
81	姫路市	7			1	8	7			28	17	10	27		
82	尼崎市	2		3	5	10	5			75	7	7	14	3	
83	明石市	13		1	1	15	8			22	11	14	25	1	
84	西宮市	10				10	1			7	3	5	8	1	
85	加古川市	6		2	13	21	3				6	4	10	1	
86	宝塚市									3	2	1	3		
87	奈良市	7		4	1	12	1				10	7	17	1	
88	和歌山市	13			1	14	5			18	17	5	22	2	
89	鳥取市	2		4	1	7	5				11	4	15	2	
90	高松市	8		2		10	17				5	9	14	5	
91	岡山市	26		4	1	31	9			39	42	30	72	7	
92	倉敷市	21			3	24	12			27	22	19	41	4	
93	広島市	31			1	32	15			52	33	48	81	6	
94	呉市	9		3	2	14	4				14	14	28	7	
95	福山市	15		7	12	34	14			7	13	15	28	7	
96	下関市	1				1	1			14	9	3	12		
97	徳島市	7				7	2			11	9	6	15		
98	高松市	12				12	11			8	27	18	45	1	
99	松山市	14				14	14			20	10	12	22	1	
100	高知市	9				9	5			2	14	7	21	1	
101	北九州市	6			2	8	10			145	12	6	18	2	
102	福岡市	4		2		6	3			115	12	6	18	6	
103	久留米市	7		1	2	10	3				6	2	8	1	
104	長崎市	16			2	18	55				66	22	88	5	
105	佐世保市	17				17	2			1	6	45	51	2	
106	熊本市	39			6	45	2			17	30	15	45	2	
107	大分市	23		5	17	45	8				45	19	64	5	
108	宮崎市	19		10		29	9			10	15	18	33	7	
109	鹿児島市	21		11	1	33	13			18	16	12	28	1	
政令市計		2,122		300	166	2,588	1,443			2,610	2,414	1,949	4,363	425	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4項)		立入検査(第22条第1項)									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数									
												昼間 立入	(うち第 5条第2 項に係 るもの)	うち、地 下水汚 染防止 に係る もの	夜間 立入	(うち第 5条第2 項に係 るもの)	うち、地 下水汚 染防止 に係る もの	計			
																		(うち第 5条第2 項に係 るもの)	うち、地 下水汚 染防止 に係る もの	うち、瀬 戸内特 定区域 に設置 する工 場、事 業場に 係るもの	
1	北海道											792	55	29				792	55	29	
2	青森県											541	1	8				541	1	8	
3	岩手県											498		131				498		131	
4	宮城県	1										557		57				557		57	
5	秋田県											640	1	41	1			641	1	41	
6	山形県											359		129	2			361		129	
7	福島県											356		87				356		87	
8	茨城県											731		124				731		124	
9	栃木県											796		544				796		544	
10	群馬県											265		17				265		17	
11	埼玉県											1,595	7	432	1			1,596	7	432	
12	千葉県	2										822						822			
13	東京都											564		203				564		203	
14	神奈川県											378		62				378		62	
15	新潟県											550		250	2			552		250	
16	富山県											187						187			
17	石川県											368		87				368		87	
18	福井県											317		53				317		53	
19	山梨県											440		176	11		2	451		178	
20	長野県											1,408		246				1,408		246	
21	岐阜県											1,110		542				1,110		542	
22	静岡県											628		117	20			648		117	
23	愛知県											3,202		717	3			3,205		717	
24	三重県											702		240				702		240	
25	滋賀県											320		50				320		50	
26	京都府											310						310			105
27	大阪府											1,081	66	322				1,081	66	322	213
28	兵庫県	1										652		45				652		45	135
29	奈良県											166		46				166		46	85
30	和歌山県											251		14				251		14	96
31	鳥取県											229		42				229		42	
32	島根県											232		18				232		18	
33	岡山県											449		115				449		115	118
34	広島県	3										841		46				841		46	312
35	山口県											519		34				519		34	272
36	徳島県	2										249		30				249		30	117
37	香川県											521		134				521		134	179
38	愛媛県											414		18				414		18	141
39	高知県											262						262			
40	福岡県	1										547		56				547		56	25
41	佐賀県											352		64				352		64	
42	長崎県											1,082		11				1,082		11	
43	熊本県											369		202	1			370		202	
44	大分県											516	1	19				516	1	19	74
45	宮崎県											715		54				715		54	
46	鹿児島県											335						335			
47	沖縄県	1										121	121	2				121	121	2	
都道府県計		11										28,339	252	5,614	41		2	28,380	252	5,616	1,872
政令市計		3			1							14,305	70	3,130	450		8	14,755	70	3,138	1,962
合計		14			1							42,644	322	8,744	491		10	43,135	322	8,754	3,834

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計
1	北海道	28	143	171	48		127	175		6	6					6	6
2	青森県	57	103	160	27		136	163									
3	岩手県	54	71	125	48	4	88	140									
4	宮城県	40	32	72	27		41	68									
5	秋田県	34	109	143	21		122	143		6	6				5	1	6
6	山形県	17	154	171	28	1	183	212	33		33				33		33
7	福島県	39	111	150	64		102	166									
8	茨城県	126	187	313	119		219	338									
9	栃木県	250		250	15		332	347									
10	群馬県	43	98	141	26		115	141									
11	埼玉県	63	533	596	135		487	622									
12	千葉県	98	193	291	64		230	294									
13	東京都	2	78	80	2		78	80	102	102				102			102
14	神奈川県	5	6	11	2		9	11									
15	新潟県	21	71	92	15		77	92									
16	富山県		5	5	5			5									
17	石川県	19		19				19									
18	福井県	1	61	62	3	1	61	65									
19	山梨県	49	226	275	36		241	277		93	93				91	2	93
20	長野県	103	102	205	79		139	218	1	2	3				2	1	3
21	岐阜県	24		24				24									
22	静岡県	29	14	43	15		20	35									
23	愛知県	128	865	993	57		936	993									
24	三重県	27	239	266	39		227	266									
25	滋賀県	66	4	70	20		57	77									
26	京都府	22	3	25	25			25									
27	大阪府	83	317	400	147		253	400	1	7	8	1			7		8
28	兵庫県	10	5	15	11		4	15									
29	奈良県	6		6	6			6									
30	和歌山県	24	102	126	21		105	126								1	1
31	鳥取県	15		15	15			15									
32	島根県	46		46	26		29	55									
33	岡山県	37	24	61			61	61									
34	広島県	74	6	80	20		54	74									
35	山口県	27	32	59	70		2	72									
36	徳島県	5		5	5			5									
37	香川県	73	76	149	28		121	149									
38	愛媛県	4	19	23	8		15	23									
39	高知県	8	33	41			41	41									
40	福岡県	28		28	12		16	28									
41	佐賀県	24	39	63	34		29	63									
42	長崎県	17	69	86	27	4	55	86									
43	熊本県	7		7	6		1	7									
44	大分県	8	5	13	3		10	13									
45	宮崎県	21	46	67	29		38	67									
46	鹿児島県	29		29	29			29									
47	沖縄県	20	50	70	37		36	73									
都道府県計		1,911	4,231	6,142	1,478	10	4,897	6,385	35	216	251	1			240	11	252
政令市計		739	1,201	1,940	667	6	1,272	1,945	7	44	51				0	51	51
合計		2,650	5,432	8,082	2,145	16	6,169	8,330	42	260	302	1			240	62	303

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4項)		立入検査(第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数								
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計		
																	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	札幌市									44			2			44		2	
2	函館市									31						31			
3	旭川市									56						56			
4	青森市									75						75			
5	八戸市									95			4			95		4	
6	盛岡市									38						38			
7	仙台市									124						124			
8	秋田市									79			8			87			
9	山形市									47						47			
10	福島市									94			8			94		8	
11	郡山市									54			1			54		1	
12	いわき市									170			39			170		39	
13	水戸市									38			21			38		21	
14	つくば市									23			5			23		5	
15	宇都宮市									106			8			106		8	
16	前橋市									98						98			
17	高崎市									245			6			245		6	
18	伊勢崎市									44						44			
19	太田市									54			1			54		1	
20	さいたま市									273			106			273		106	
21	川越市									337			157			337		157	
22	熊谷市									114			13			114		13	
23	川口市									183						183			
24	所沢市									177			116			177		116	
25	春日部市									53			1			53		1	
26	草加市									39						39			
27	越谷市									112						112			
28	千葉市									116						116			
29	市川市									156						156			
30	船橋市									208						208			
31	松戸市									93						93			
32	柏市									57						57			
33	市原市	1				1				131						131			
34	八王子市									61			1			61		1	
35	町田市									40						40			
36	横浜市									445			4			445		4	
37	川崎市									285			25	3		288		25	
38	相模原市									259			67			259		67	
39	横須賀市									72				4		76			
40	平塚市									118			3			118		3	
41	藤沢市									131			23			131		23	
42	小田原市									60			30			60		30	
43	茅ヶ崎市									92			10			92		10	
44	厚木市									12						12			
45	大和市									48						48			
46	新潟市									209			7	5		214		7	
47	長岡市									54			1			54		1	
48	上越市									89			7			89		7	
49	富山市									203						203			
50	金沢市									169				6		175			
51	福井市									113			23			113		23	
52	甲府市									1						1			
53	長野市									153			42			153		42	
54	松本市									132				2		134			
55	岐阜市									126			50	1		127		50	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域						地下水									
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計
1	札幌市	2		2	2		2										
2	函館市	4		4			4										
3	旭川市	1	4	5	5		5										
4	青森市	14		14	14		14										
5	八戸市	4	14	18	4		14										
6	盛岡市	20	7	27			27										
7	仙台市	10		10	10		10										
8	秋田市	3	3	6			3										
9	山形市	4	15	19	8		11										
10	福島市	8		8	8		8										
11	郡山市		2	2			2		3	3						3	3
12	いわき市	9		9	7		2										
13	水戸市	3		3	3		3										
14	つくば市	3	10	13	12		1										
15	宇都宮市		3	3	3		3										
16	前橋市																
17	高崎市	15		15	15		15										
18	伊勢崎市	13	4	17	15	2	17										
19	太田市	2	11	13	13		13										
20	さいたま市	25		25	25		25										
21	川越市	27		27	27		27										
22	熊谷市	7	42	49	7		42										
23	川口市	34		34	34		34										
24	所沢市	12	20	32	5		27										
25	春日部市	10		10	10		10										
26	草加市																
27	越谷市																
28	千葉市	5		5	5		5										
29	市川市	14	4	18	18		18										
30	船橋市	12		12			12										
31	松戸市	7	29	36	20		16										
32	柏市	7		7	5		2										
33	市原市	11	4	15	14	1	15										
34	八王子市	7		7	5		2										
35	町田市	7		7	7		7										
36	横浜市	8	256	264	8		256	264		41	41					41	41
37	川崎市	7		7	7		7	7		7	7					7	7
38	相模原市	1	58	59		2	59	61									
39	横須賀市	3		3	3		3	3									
40	平塚市	21	1	22	5		17	22									
41	藤沢市	1	3	4	4		4	4									
42	小田原市																
43	茅ヶ崎市	3		3	3		3	3									
44	厚木市		1	1			1	1									
45	大和市	2		2	2		2	2									
46	新潟市	14		14			14	14									
47	長岡市	2		2	2		2	2									
48	上越市	2	7	9	2		7	9									
49	富山市	10		10	10		10	10									
50	金沢市	18		18			18	18									
51	福井市	6	9	15	13		2	15									
52	甲府市		2	2			2	2									
53	長野市	9		9	18		18	18									
54	松本市	7	99	106	10		96	106									
55	岐阜市	6		6	6		6	6									

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令						浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第4項)		立入検査 (第22条第1項)																		
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数																		
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計												
																	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの										
56	静岡市									71						71													
57	浜松市									125						125													
58	沼津市									40			5			45													
59	富士市									165			54			219													
60	名古屋市									675		521	7		3	682			524										
61	豊橋市									248			53			248			53										
62	岡崎市									137			40			137			40										
63	一宮市									164						164													
64	春日井市									217			88	2		219			88										
65	豊田市									145			1			145			1										
66	四日市市									81			27			81			27										
67	大津市									93			38			93			38										
68	京都市									50			23			50			23										
69	大阪市									643			591	5		648			591										
70	堺市									157			11			157			11										
71	岸和田市									104			12	2		106			12										
72	豊中市									23			14			23			14										
73	吹田市									122			93			122			93										
74	高槻市									91			31	5	3	96			34										
75	枚方市									134			5			134			5										
76	茨木市									17			2			17			2										
77	八尾市									161			19			161			19										
78	寝屋川市									51			39			51			39										
79	東大阪市									192			5			192			5										
80	神戸市									248			82			248			82										
81	姫路市									198			79	7		205			79										
82	尼崎市									231			170			231			170										
83	明石市									124			13			124			13										
84	西宮市									70	70		5			70	70		5										
85	加古川市									120						120													
86	宝塚市									7						7													
87	奈良市									57						57													
88	和歌山市									200				295		495			416										
89	鳥取市									31			9			31			9										
90	松江市									13			3			13			3										
91	岡山市									143						143			69										
92	倉敷市									414				1		415			354										
93	広島市									235			19			235			19										
94	呉市									118			14	11	2	129			16										
95	福山市									149				6		155			100										
96	下関市									69			2	6		75			2										
97	徳島市									131			58			131			58										
98	高松市									93						93			47										
99	松山市									178						178			93										
100	高知市									21						21													
101	北九州市									156				4		160													
102	福岡市	1								263			243			263			243										
103	久留米市									49						49													
104	長崎市									55						55													
105	佐世保市									65			5			65			5										
106	熊本市									61						61													
107	大分市									244			15	11		255			15										
108	宮崎市									64			19			64			19										
109	鹿児島市	1								156						156													
政令市計											3									14,305	70	3,130	450		8	14,755	70	3,138	1,962

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域								地下水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計
56	静岡市	1	17	18	9		9	18									
57	浜松市	2	36	38	2		36	38									
58	沼津市	7	2	9													
59	富士市	8		8			8	8									
60	名古屋市	1		1			1	1									
61	豊橋市	22		22	22			22									
62	岡崎市																
63	一宮市	6	8	14	10		4	14									
64	春日井市	13	40	53	19		34	53									
65	豊田市	10	60	70	21		49	70									
66	四日市市	2		2			2	2									
67	大津市	10		10			10	10									
68	大京都市	10	2	12	12		2	14									
69	大阪市	1	3	4	2		2	4									
70	堺市	8		8	8			8									
71	岸和田市	34	41	75	29		46	75									
72	豊中市																
73	吹田市	2	9	11			11	11									
74	高槻市	2	6	8	3		5	8									
75	枚方市	4		4			4	4									
76	茨木市		5	5			5	5									
77	八尾市	43		43	43			43									
78	寝屋川市	11	41	52			52	52									
79	東大阪市	9	225	234	2		232	234									
80	神戸市	6	5	11	11			11									
81	姫路市		1	1			1	1									
82	尼崎市		5	5	2	1	5	8									
83	明石市		1	1													
84	西宮市	1	3	4			4	4									
85	加古川市	3	8	11			11	11									
86	宝塚市																
87	奈良市		1	1	1			1									
88	和歌山市																
89	鳥取市	1		1	1			1									
90	松江市	2	2	4			4	4									
91	岡山市	21	4	25			25	25									
92	倉敷市		15	15	10		10	20									
93	広島市	2		2	2			2									
94	呉市	1		1	1			1									
95	福山市	8	9	17	17			17									
96	下関市	1		1	1		1	2									
97	徳島市	2	6	8			8	8									
98	高松市	14		14	14			14									
99	松山市	4	7	11			11	11									
100	高知市																
101	北九州市	7		7	5		2	7									
102	福岡市																
103	久留米市	5	8	13	8		8	16									
104	長崎市	2		2	2			2									
105	佐世保市	11		11			11	11									
106	熊本市	6	1	7	7			7									
107	大分市	4		4	4			4									
108	宮崎市	2	13	15	2		15	17									
109	鹿児島市	10		10	10			10									
政令市計		739	1,201	1,940	667	6	1,272	1,945	7	44	51				51	51	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
弁当仕出屋・弁当製造業（66の5）	2	BOD、COD、SS、pH、n-HEX（動）、T-P、大腸菌群数
し尿処理施設（72）	2	pH、BOD
麺類製造業（16）	1	浮遊物質量
豆腐・煮豆製造業（17）	1	BOD、SS、大腸菌群数
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	BOD、SS
畜産農業（1の2）	1	BOD
水産食料品製造業（3）	1	BOD
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	Zn
電気めっき施設（66）	1	Zn
病院（68の2）	1	BOD
飲食店（66の6）	1	T-P
トリクロエチレン等の蒸留施設（71の6）	1	ジクロロメタン

○一時停止命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
トリクロエチレン等の蒸留施設（71の6）	1	ジクロロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水 域	地下 水	公共用 水 域	地下 水	公共用 水 域	地下 水	応急措置 命 令		
1	北海道			6				17	13			
2	青森県							8	1			
3	岩手県			3								
4	宮城県			1				3				
5	秋田県			3				3	3			
6	山形県			2				19	2			
7	福島県			3		1		5				
8	茨城県			4		1		4				
9	栃木県					1		2				
10	群馬県			1		1		9				
11	埼玉県			10				1				
12	千葉県	1		6				3				
13	東京都			2								
14	神奈川県	1										
15	新潟県			2			1	12	4			
16	富山県			4				6				
17	石川県			5		1		7				
18	福井県			1		3		5				
19	山梨県			4				2	2			
20	長野県			2				14	1			
21	岐阜県			9				15				
22	静岡県			2				1				
23	愛知県	2		8				4				
24	三重県			2		2		3				
25	滋賀県			16								
26	京都府			2				1				
27	大阪府			3			1	3				
28	兵庫県			3		2		5	1			
29	奈良県											
30	和歌山県											
31	鳥取県			2				2				
32	島根県							3				
33	岡山県							3				
34	広島県			3								
35	山口県	1		4				4				
36	徳島県			1				1	1			
37	香川県			1				3				
38	愛媛県			1		3						
39	高知県											
40	福岡県			4				4				
41	佐賀県			1				5				
42	長崎県			1								
43	熊本県			5				1				
44	大分県			4				2	1			
45	宮崎県											
46	鹿児島県			11								
47	沖縄県			8								
都道府県計		5		150		15	2	180	29			
政令市計		1		69	6	16		50	23			
合計		6		219	6	31	2	230	52			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	札幌市										9	
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市											
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市	1				2				2		
9	山形市									1		
10	福島市									1	2	
11	郡山市											
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市											
17	高崎市											
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市											
29	市川市											
30	船橋市											
31	松戸市											
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市											
36	横浜市											
37	川崎市											
38	相模原市											
39	横須賀市											
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市											
47	長岡市											
48	上越市											
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市											
52	甲府市											
53	長野市											
54	長松市											
55	岐阜市											

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
56	静岡市					1		1				
57	浜松市											
58	沼津市											
59	富士市			8				1				
60	名古屋市			1								
61	豊橋市					1						
62	岡崎市											
63	一宮市											
64	春日井市					1		1				
65	豊田市			4				1				
66	四日市市											
67	大津市											
68	大津市			2		1		1				
69	大阪市											
70	堺市			1								
71	岸和田市			1								
72	豊中市											
73	吹田市											
74	高槻市											
75	枚方市											
76	茨木市											
77	八尾市											
78	寝屋川市											
79	東大阪市											
80	神戸市							2				
81	姫路市											
82	尼崎市			1								
83	明石市											
84	西宮市											
85	加古川市											
86	宝塚市											
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市											
90	松江市											
91	岡山市			4		1		3				
92	倉敷市			1				2				
93	広島市			3		2						
94	呉市											
95	福山市			4								
96	下関市											
97	徳島市					2						
98	高松市			1				1				
99	松山市			3				1				
100	高知市							1				
101	北九州市											
102	福岡市				2							
103	久留米市											
104	長崎市			1				1				
105	佐世保市				1							
106	熊本市											
107	大分市			2		3		1	3			
108	宮崎市			3				1				
109	鹿児島市			3								
	政令市計	1		69	6	16		50	23			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種	件数
食料品製造業（09）	1
パルプ・紙・紙加工品製造業（14）	1
化学工業（16）	1
窯業・土石製品製造業（21）	1
鉄鋼業（22）	1
不動産賃貸業・管理業（69）	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	3
COD	2
1,2-ジクロロエタン	1
BOD	1
SS	1
大腸菌群数	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	558						17			5,377
	千葉県	218						6			1,985
	東京都	78						3			2,447
	神奈川県	2									147
	都府県計	856						26			9,956
	政令市計	798						32	84		6,523
	合計	1,654						58	84		16,479
伊 勢 湾	岐阜県	813			13 (13)	5 (5)		9	1		5,626
	愛知県	1,181			4			35			7,296
	三重県	650						21			4,658
	都府県計	2,644			17 (13)	5 (5)		65	1		17,580
	政令市計	706			4 (3)			22			4,552
	合計	3,350				21 (16)	5 (5)	87	1		22,132
瀬 戸 内 海	京都府	169						1			1,325
	大阪府	291						50	3		1,628
	兵庫県	644						7			4,270
	奈良県	381									1,962
	和歌山県	171						1			1,140
	岡山県	390						21			2,991
	広島県	430						12	1		2,946
	山口県	411						25			2,503
	徳島県	250						10			3,009
	香川県	303						7			3,129
海	愛媛県	351						6			3,114
	福岡県	88						4			435
	大分県	318						9			3,306
	都府県計	4,197						153	4		31,758
	政令市計	1,717						99			13,319
	合計	5,914						252	4		45,077
都府県合計	7,697				17 (13)	5 (5)	244	5		59,294	
政令市合計	3,221				4 (3)		153	84		24,394	
合計	10,918				21 (16)	5 (5)	397	89		83,688	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	75									770
	川越市	39									321
	熊谷市	57						3			346
	川口市	17									287
	所沢市	19						1			138
	春日部市	22									279
	草加市	9									182
	越谷市	25									286
	千葉市	37									338
	市川市	87									251
船橋市	93									347	
松戸市	38							6		318	
柏市	5									14	
市原市	89							8		369	
八王子市	27									525	
町田市	10									56	
横浜市	76							6		1,075	
川崎市	63							8	84	604	
横須賀市	10									17	
政令市計	798							32	84		6,523
伊 勢 湾	岐阜市	70									790
	名古屋市	76						3			329
	豊橋市	95									666
	岡崎市	70									349
	一宮市	73						2			411
	春日井市	75				4 (3)		3			458
	豊田市	145						5			770
	四日市市	102						9			779
政令市計	706				4 (3)			22			4,552
瀬 戸 内 海	京都市	28									956
	大阪市	24						13			62
	堺市	84						2			294
	岸和田市	14									185
	豊中市	2									83
	吹田市	7									83
	高槻市	14									142
	枚方市	33						1			130
	茨木市	8									98
	八尾市	18									317
	寝屋川市	2									6
	東大阪市	15									110
	神戸市	87						17			895
	姫路市	116						4			411
	尼崎市	26						23			61
	明石市	20						1			73
西宮市	14									197	
加古川市	30						1			201	
宝塚市	5						1				
奈良市	37									340	
和歌山市	136							4		680	
岡山市	153							2		937	
倉敷市	141							11		867	
広島市	74									904	
呉市	43									569	
福山市	79							2		506	
下関市	61							3		541	
徳島市	113							2		662	
高松市	72							2		1,029	
松山市	98							4		633	
北九州市	58							3		160	
大分市	105							3		1,187	
政令市計	1,717							99			13,319
政令市合計	3,221							153	84		24,394

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	12	12			11	11						1	1	22	10	32	3	
大阪府	15	13		2	24	23		1					10	43	21	64	6	
兵庫県	30	25		5	41	38		3					5	59	35	94	6	
奈良県	1			1	3	2		1						8	6	14	2	
和歌山県	3	3			4	4								19	4	23	3	
岡山県	23	17		6	24	23		1					1	37	17	54	12	
広島県	18	17		1	19	19			1		1	1		40	13	53	7	
山口県	25	23		2	67	63		4					4	58	26	84	4	
徳島県	12	10		2	34	31		3					1	21	16	37		
香川県	16	16			13	13							17	27	12	39	6	
愛媛県	11	11			25	24		1						36	15	51	2	
福岡県	3	3			6	6								4	6	10		
大分県	13	13		1	9	8		1						16	3	19	5	
都道府県計	182	163		20	280	265		15	1		1	2	39	390	184	574	56	
京都市					3	3								1		1		
大阪市	3	3			4	4									2	2	1	
堺市	8	7		1	14	13		1						12	8	20	1	
高槻市	1	1			3	3								1	2	3		
東大阪市																		
神戸市	9	7		2	14	12		2			1	2	10	3	13			
姫路市	8	8			13	13					2	2	14	4	18			
尼崎市	8	7		1	13	13							3	7	10	1		
西宮市					1	1							3	1	4			
奈良市	1	1											8		8			
和歌山市	4	4			3	3												
岡山市	9	9			7	7							1	12	4	16	2	
倉敷市	13	13			23	23					1	11	23	20	43	3		
広島市	3	3			3	3							5	5	10			
福山市	5	4		1	13	12		1					9	5	14			
下関市	4	4			4	4							7		7			
徳島市	5	5			13	13							13	4	17			
高松市													6		6			
松山市	4	4			13	13						2	12	2	14	1		
北九州市	6	5		1	25	24		1					10	7	17			
大分市	10	10			6	6							12	10	22			
政令市計	101	95		6	175	170		5				4	18	161	84	245	9	
合計	283	258		26	455	435		20	1		1	6	57	551	268	819	65	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○瀬戸内海法第11条の措置命令

措置命令対象業種	該当条項	件数
宿泊業（75）	法第5条第1項	1

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数				
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県		岡山市	倉敷市		
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		(3)	(1)	(2)	(3)
湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		2		69		36	12		2	3		9	12		92	14				3	9	5	1	15	8	292			
		(2)										1		3			1							2					5		
		(3)					1											1											4		
	第7条届出	(1)	1	1		32		6	16		1	1	1		5	33		116	4				5	3	3		3	1	232		
		(2)		2		7			1				1					2						1					14		
		(3)																1					3						4		
	第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																												
			(2)																												
			(3)																												
		計	(1)																												
			(2)																												
			(3)																												
	第6条届出	(1)									1							11	1					2		1			16		
		(2)												2															2		
		(3)																													
	第10条届出	氏名等変更	(1)	3	2		72		11	37	1	1	5		16	38		84	2				3	2	3	3	1	20	8	312	
			(2)	1			15			14		2	4		1	5		6	4					1		1		7		61	
			(3)																1											1	
	使用廃止	(1)	1	7		49		24	19			2	1	9	17		80	17					3	16	4	2	16	2	269		
		(2)		4		5		1				1			1		7												19		
(3)					14																							14			
第11条届出	(1)		2		19		7	4	1					7		11					1	2	1	3		4		62			
	(2)							3						1														4			
	(3)																														
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																														
	第10条(改善命令等)																														
指定施設 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																													
		第16条届出																													
		第17条第1項届出																													
		第17条第2項届出	氏名等変更																												
			使用廃止																												
		第18条届出																													
第20条(改善命令等)	第1項																														
	第2項																														
立入検査数	昼間立入件数			52		267		6						25	9		189									27		575			
	夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		6		54		1	15		4	2		4		36										5	127			
			口頭		15		45		2									1									2	3	68		
		内容	処理施設の改善		3		45		3	14				2		3		11											1	82	
			排水の一時停止																												
	湖沼法第24条による指導	内容	文書		18		59		1		4			1			33										7	123			
			口頭																												

(注) *1: 施設区分 (1): 湖沼特定施設 (2), (3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成21年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び				
有害物質貯蔵指定事業場数	274,039	271,242	266,860	271,168
ア 全特定事業場数	274,039	271,242	266,860	270,568
① 50m ³ /日以上	34,271	33,964	33,529	33,067
うち有害物質使用特定事業場	4,179(1)	4,156	4,025(2)	3,931(2)
② 50m ³ /日未満	239,768	237,278	233,331	233,146
うち有害物質使用特定事業場	10,348(7)	10,119(8)	10,046(8)	10,917(8)
③第5条第3項	—	—	—	4,355
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	—	—	—	2,833
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	—	—	—	600
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (67,578) 2. 畜産農業 (30,409) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,294)	1. 旅館業 (66,893) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,449) 3. 畜産農業 (29,704)	1. 旅館業 (65,648) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,280) 3. 畜産農業 (28,968)	1. 旅館業 (61,096) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,504) 3. 畜産農業 (28,645)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	26件	16件	12件	14件
②一時停止命令	0件	0件	0件	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	42,367件	41,260件	38,882件	43,135件
（昼間立入）	(41,786件)	(40,672件)	(38,295件)	(42,644件)
（夜間立入）	(581件)	(588件)	(587件)	(491件)
6 行政指導	7,172件	8,076件	7,650件	8,384件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	6件	11件	8件	6件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件	0件
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。